## 豊中市学校災害見舞金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市立小学校及び中学校及び義務教育学校における、児童及び生徒の災害(負傷、疾病、障害、又は死亡をいう。以下同じ)について、その保護者等に対し学校災害見舞金(以下「災害見舞金」という。)を給付することにより、本市学校教育の円滑な実施に資することを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。

- (1) 保護者等 学校教育法第22条(昭和22年法律第26号)第1項に規 定する保護者又は災害を受けた生徒が成年に達している場合は 当該生徒(当該生徒が死亡したときはその遺族)をいう。
- (2) 学校管理下 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成15 年政令369号。以下「令」という。)第5条第2項各号に掲げ る場合をいう。

# (災害及び給付の範囲)

第3条 この要綱による災害見舞金給付の対象となる災害は、児童及び生徒の災害で、学校管理下において、その原因である事故が発生し、又はその原因となる行為がなされたもののうち、次に掲げるものとする。

ただし、教育長が特に必要と認める傷病及び障害は、この限りではない。

- (1) 死亡
- (2) 継続して登校不能日数が20日以上となった負傷又は疾病
- (3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の加入者の うち給付の対象外となる障害で、別表第3号に掲げるもの。
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の加入者の うち給付の対象外となる総医療費 5,000 円未満の災害。

#### (災害見舞金の種類及び額)

第4条 災害見舞金は次のとおりとする。

- (1) 死 亡 見 舞 金 前条第1号に掲げる災害
- (2) 傷病見舞金前条第2号に掲げる災害
- (3) 障害見舞金前条第3号に掲げる災害
- (4) 医療費助成見舞金 前条第4号に掲げる災害
- 2 災害見舞金の給付額は、別表に定めるとおりとする。
- 3 傷病見舞金及び障害見舞金については、給付申請に要する診断書又は証明書の 作成に係わる費用を加算して給付する。

# (災害見舞金の給付)

第5条 災害見舞金は、災害を受けた児童及び生徒の在籍する校長を経由して保護者等からの請求に基づき給付する。

2 災害見舞金の請求期間は、2年とする。

(災害見舞金の給付申請等)

第6条 前条の災害見舞金の給付申請は、所定の給付申請書に医師の診断書又は証明書(死亡見舞金の場合を除く)を添えて、教育長に提出しなければならない。

## (給付決定)

第7条 教育長は、前条の給付申請書の提出があったときは、速やかにその可否の 決定を行い、当該申請者にその旨通知するものとする。

#### (遺族の範囲)

第8条 災害を受けた生徒が成年に達している場合において当該生徒が死亡したとき、法第15条第1項第6号に規定する死亡見舞金の給付を受けることができる遺族の範囲、順位等については、令第2条の規定を準用する。

#### (災害見舞金給付審査委員会)

- 第9条 この要綱の適正な実施を期するため、災害見舞金給付審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。
- 2 審査委員会の委員の数は10名以内とする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

### (給付の制限)

第 10 条 教育長は、災害の原因が火災・風水害・震災・その他の非常災害又は第三者の加害行為によって生じた場合には、災害見舞金の全部もしくは一部を給付しないことがある。

# (雑 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事務処理上必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

- この要綱は、昭和 49 年 6 月 27 日から施行する。 附則
- この要綱は、昭和 55 年 7月 25 日から施行する。 附則
- この要綱は、平成3年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成 7年 4月 1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成 8年 4月 1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成 8年11月15日から施行する。 附則
- この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。 附則
- この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。 附則
- この要綱は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。 附則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。 附則

この要綱は、令和5年 4月1日から施行する。

第1号 死亡見舞金

金	額	摘	要
1,000,	000円	災害の発生した日から起算 合に給付する。	iして、2年以内の死亡の場

# 第2号 傷病見舞金

金額	摘	要
30,000円	登校不能日数が継続して2	0 日以上 30 日以下の傷病
50,000円	登校不能日数が継続して3	1日以上 60 日以下の傷病
80,000円	登校不能日数が継続して6	1日以上 90 日以下の傷病
100,000円	登校不能日数が継続して9	1 日以上の傷病

学校管理上の瑕疵による災害については、その原因、状況、程度、その後の 経過等に応じて、30万円を超えない範囲内で、審査委員会が承認した場合に あっては、見舞金を支給することができる。

第3号 障害見舞金

金	額	摘	要
50,000 (ただし、歯科 1本のみの場合 っては、30,0 円とする。)	)円 補綴が 合にあ O O O	別表第14級に準 スポーツ振興セ 5 障害とする。	ーツ振興センターに関する省 ずる程度の障害で、独立行政 ンター障害見舞金の給付対象 ては歯科補綴を加えるものと

## 第4号 医療費助成見舞金

初診から全治に要する医療費が5,000円未満の場合、当該医療費の40% を乗じた額を給付する。ただし、10円未満の端数は切り捨てる。

国又は地方公共団体の負担において、他の法令の規定により療養費の支給又は補償を受けた場合については、自己負担額に総医療費の1割を加えた額を給付する。